

医政指発第0825001号

平成 18 年 8 月 25日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長



AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針(市民用)のとりまとめについて

一般市民を対象とする AED を含めた心肺蘇生法の教育、研修内容については、「自動体外式除細動器(AED)の講習内容のとりまとめについて」(平成16年8月16日付け厚生労働省医政局指導課長通知)等に基づいて周知してきたところであるが、今般、(財)日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会(以下「心肺蘇生法委員会」という。)において、近年の心肺蘇生に関する新しい知見をふまえ、わが国の新しい救急蘇生ガイドライン(骨子)(一次救命処置)が確定されるとともに、救急蘇生法の指針(市民用)が取りまとめられたので通知する。

今回の主な変更点の概要は下記のとおりとなっており、一次救命処置の主な変更点(別添1)と、救急蘇生法の指針(市民用)(別添2)の内容について御了知の上、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 心肺蘇生開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、胸骨圧迫と人工呼吸の比率、AED による連続電気ショック回数、電気ショック後の対応、気道異物への対応などが変更された。

2 小児に対する AED の使用法が追加された。